

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表 (平成 30 年 4 月 1 日改正)

新	旧																																												
<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>(会議) 第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（<u>名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長</u>）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p> <p>(事務局) 第7条 会議の事務局は、別表1に掲げる機関から成るものとし、<u>名古屋・尾張中部圏域においては医療福祉計画課長を、それ以外の圏域においては基幹的保健所等の長を事務局長とする。</u></p> <p>2 略 3 略 4 略 5 会議の庶務は、<u>名古屋・尾張中部圏域の会議については医療福祉計画課及び清須保健所が、それ以外の圏域の会議についてはその圏域内の基幹的保健所等が行う。</u></p> <p>(その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、各圏域において基幹的保健所等の長（<u>名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長</u>）が別に定める。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">対象区域</th> <th colspan="2">事務局</th> </tr> <tr> <th>構成機関</th> <th>幹事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>名古屋市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域</td> <td>医療福祉計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター</td> <td>医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、清須保健所次長、尾張福祉相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長</td> </tr> <tr> <td>海部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域</td> <td>津島保健所 海部福祉相談センター</td> <td rowspan="3">保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。</td> </tr> <tr> <td>尾張東部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域</td> <td>瀬戸保健所 尾張福祉相談センター</td> </tr> <tr> <td>尾張西部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>一宮市及び稲沢市の区域</td> <td>一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象区域	事務局		構成機関	幹事	名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議	名古屋市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	医療福祉計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター	医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、清須保健所次長、尾張福祉相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長	海部圏域保健医療福祉推進会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	津島保健所 海部福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。	尾張東部圏域保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター	尾張西部圏域保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の区域	一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター	<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>(会議) 第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、<u>清須保健所</u>、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（<u>名古屋圏域においては健康福祉部長</u>）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p> <p>(事務局) 第7条 会議の事務局は、別表1に掲げる機関から成るものとし、<u>名古屋圏域においては医療福祉計画課長を、それ以外の圏域においては基幹的保健所等の長を事務局長とする。</u></p> <p>2 略 3 略 4 略 5 会議の庶務は、<u>名古屋圏域の会議については医療福祉計画課が、それ以外の圏域の会議についてはその圏域内の基幹的保健所等が行う。</u></p> <p>(その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、各圏域において基幹的保健所等の長が別に定める。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">対象区域</th> <th colspan="2">事務局</th> </tr> <tr> <th>構成機関</th> <th>幹事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>名古屋市の区域</td> <td>医療福祉計画課 高齢福祉課</td> <td>医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長</td> </tr> <tr> <td>海部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域</td> <td>津島保健所 海部福祉相談センター</td> <td rowspan="3">保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。</td> </tr> <tr> <td>尾張中部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域</td> <td>清須保健所 尾張福祉相談センター</td> </tr> <tr> <td>尾張東部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域</td> <td>瀬戸保健所 尾張福祉相談センター</td> </tr> <tr> <td>尾張西部圏域保健医療福祉推進会議</td> <td>一宮市及び稲沢市の区域</td> <td>一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象区域	事務局		構成機関	幹事	名古屋圏域保健医療福祉推進会議	名古屋市の区域	医療福祉計画課 高齢福祉課	医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長	海部圏域保健医療福祉推進会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	津島保健所 海部福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。	尾張中部圏域保健医療福祉推進会議	清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	清須保健所 尾張福祉相談センター	尾張東部圏域保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター	尾張西部圏域保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の区域	一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター	
名称			対象区域	事務局																																									
	構成機関	幹事																																											
名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議	名古屋市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	医療福祉計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター	医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、清須保健所次長、尾張福祉相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長																																										
海部圏域保健医療福祉推進会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	津島保健所 海部福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。																																										
尾張東部圏域保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター																																											
尾張西部圏域保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の区域	一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター																																											
名称	対象区域	事務局																																											
		構成機関	幹事																																										
名古屋圏域保健医療福祉推進会議	名古屋市の区域	医療福祉計画課 高齢福祉課	医療福祉計画課主幹、高齢福祉課主幹、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長																																										
海部圏域保健医療福祉推進会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	津島保健所 海部福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。																																										
尾張中部圏域保健医療福祉推進会議	清須市、北名古屋市及び西春日井郡の区域	清須保健所 尾張福祉相談センター																																											
尾張東部圏域保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び愛知郡の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター																																											
尾張西部圏域保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の区域	一宮保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター																																											

新				旧			
尾張北部圏域 保健医療福祉推進会議	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市及び丹羽郡の区域	春日井保健所 江南保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター 春日井児童相談センター		尾張北部圏域 保健医療福祉推進会議	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市及び丹羽郡の区域	春日井保健所 江南保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター 春日井児童相談センター	
知多半島圏域 保健医療福祉推進会議	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	半田保健所 知多保健所 知多福祉相談センター		知多半島圏域 保健医療福祉推進会議	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	半田保健所 知多保健所 知多福祉相談センター	
西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	豊田市及びみよし市の区域	衣浦東部保健所 豊田加茂福祉相談センター		西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	豊田市及びみよし市の区域	衣浦東部保健所 豊田加茂福祉相談センター	
西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議	岡崎市及び額田郡の区域	西尾保健所 西三河福祉相談センター		西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議	岡崎市及び額田郡の区域	西尾保健所 西三河福祉相談センター	
西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の区域	衣浦東部保健所 西尾保健所 西三河福祉相談センター 刈谷児童相談センター		西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の区域	衣浦東部保健所 西尾保健所 西三河福祉相談センター 刈谷児童相談センター	
東三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	新城市及び北設楽郡の区域	新城保健所 新城設楽福祉相談センター		東三河北部圏域 保健医療福祉推進会議	新城市及び北設楽郡の区域	新城保健所 新城設楽福祉相談センター	
東三河南部圏域 保健医療福祉推進会議	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	豊川保健所 東三河福祉相談センター		東三河南部圏域 保健医療福祉推進会議	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	豊川保健所 東三河福祉相談センター	

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表（平成30年7月30日改正）

新	旧
<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p> <p>3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</p> <p>4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p>